

## 2025（令和7）年度 あんずの家 事業計画

### はじめに

昨年度、障害者総合支援法の一部改正が行われ、これまで以上に利用者の権利擁護を根底においた支援が求められており、いろんな場面で利用者が自ら選択できるようにする意志決定支援が、支援者の義務であることが明確に示された。

あんずの家で開所以来求めてきた利用者の主体的なさまざまな活動（プログラム）について、改めて支援者の義務に照らし合わせて評価し、その内容を「はたらく、学ぶ・楽しむ、くらす、かかわる」の4領域で整理・分類していくことで、支援者側が目的を確認し支援を深めていけるよう取り組みたい。そして、利用者さん個々に合わせた支援を探求することで、虐待防止、身体拘束の防止につなげていきたい。

自然災害や新興感染症の発生に備えるためBCP（事業継続計画）を策定しているが、グループホームが事業開始したことで、切れ目のない事業継続を実施しないといけない観点から、一体的な準備、訓練が必要となっており、相互連携により、非常時でのサービス提供が継続できるよう取り組んでいく。また、ひろしまさっそくネットのような施設間協力（互助）や、DWAT（広島県災害派遣福祉チーム）の活動にも積極的に参加し、地域での災害時支援体制の一員として協力できるよう取り組む。

次に、昨年度実施された報酬改定への対応であるが、送迎コース毎に異なるサービス提供時間により減収を防ぐことができた。全ての利用者が7時間のサービス提供時間となることが理想ではあるが、送迎にかかる時間から非現実的であり、今年度も、5時間、6時間、7時間のサービス提供時間での利用を継続していく。職員の確保を図るため、昨年度より土日祝を休業日としたことと、就業規則により12月29日から1月3日までを休業日と定めていることにより年末には9連休となった。今年度も同様に9連休となることから、職員の同意を得て12月29日は営業日とし、家族などの介護負担の軽減を図っていく。

### I 基本方針

利用者の主体性が生かされ、ご本人（ご家族）のニーズが優先されることを指針として活動を行ってきた。その指針を「個人支援計画」に反映させて、お一人おひとりの自己実現に必要な支援を行っていく。支援にあたっては、「個人支援計画」（ケアプラン）を柱とし、モニタリングを繰り返し、短期目標の評価・変更を行っていく。

そして、必要な方に入浴サービスを提供し清潔保持を図ると共に、日常的なバイタルチェックや家庭との情報交換を密にし、病気や2次障害による機能低下の早期発見に努めていけるよう、1.5：1の配置基準による職員配置により手厚い支援を行っていく。

### □2025（令和7）年度の重点目標□

#### ① BCP（事業継続計画）の訓練・研修

自然災害対策編、感染症対策編の2つの事業継続計画において、グループホームとの連

携による訓練・研修を行い、災害や感染症発生時への対応について全職員に周知していく。

## ② 権利擁護・虐待防止

虐待防止委員会での虐待防止策についての検討結果を全職員で共有するとともに、計画的な研修を進める。また、全職員に対して、虐待早期発見チェックリストを用いての調査や、ストレスチェックを行い虐待防止に努める。

## ③ 身体拘束等の適正化

身体拘束等適正化委員会において、身体拘束となっているケースについて、継続の必要性などについて協議し、合理的な理由により必要性があると判断した際には、その態様及び時間について、利用者または家族に説明を行い、同意を得た後、ケアプランに記載し行うこととする。

## ④ 支援力の向上

利用者さんの障害程度が年々重度化・変化してきているが、主体的な参加や楽しめる活動となるよう、さまざまなプログラムを考案し提供し続けている。職員の熱量が感じられる創意工夫されているものが多くあり、それらをジャンルごとに分類するとともに、目的、期待される効果を明確にし、利用者にとっては選択しやすく、支援者は目標をもって取り組めるようにしていく。

▶毎夕の振り返りの時間を、報告、連絡、相談の場とし、情報交換を重ねていくことで、考察力、認識力、判断力を高めていく。

▶外部研修への参加を積極的に勧めスキルアップにつなげていく。

## ⑤ 5S活動の推進

生産性の向上を図るため、職場づくりの基本となる①整理②整頓③清掃④清潔⑤躰（習慣）の5S活動に取り組んでいく。

## II 利用者の支援

### 1. 日常生活を支える

#### (1) 食事

季節感のある、新鮮な素材を使って栄養のバランスがとれた食事を提供することが基本となる。㈱日米クックに、給食業務に係る一切を委託しており、検食を通して、献立、味付けについて利用者さんの満足度が高まるようアンケート調査等を行い、嗜好にあった食事となるよう連携していく。また、個々人の嚥下力に応じた食事となるよう、刻み食、おかゆ、ミキサー食なども提供する。

#### (2) 排泄

車イスから便座へのトランスファー、衣服の着脱、後始末など、ほとんどの方がその一部・全面的な介助が必要であり、また、オムツ利用の方は10名である。プライバシーに配慮し、安全、快適をキーワードとして支援を行う。

#### (3) 入浴

希望者には、週 2 回を目安に、入浴サービスを提供する。入浴前には、バイタルチェックを行い健康状態を確認する。できる限り自立して、清潔保持が可能となるように、適切な方法で支援を行う。

#### (4) 健康管理

感染症予防対策として、手洗いの励行、手指の消毒などにより感染防止に努めるとともに送迎者乗車時の検温、到着後に行うバイタルチェック、昼食後の検温などにより、発熱の確認を必要に応じて行い感染拡大防止に努める。

日々のバイタルチェックや月 1 回の体重測定の結果を基に、異常があれば家庭との連携をはかり、疾病の早期発見・予防・治療に努める。発作など急な体調変化の場合には、看護師または管理者の判断により、救急対応を依頼する。その際「緊急時情報提供カード」に必要な事項を記載し救急隊へ提供する。

## 2. 活動を支える

午前の部（10：00～11：45）午後の部（13：00～14：45）で以下の活動を行う。活動内容は、個人支援計画に沿って各人が選択した活動を支援する。

### (1) 生産活動

給与の対象となる活動として、次の科目を提供する。

#### □さをり織り

個人の能力を発揮できる活動であり、また、利用者同士が協力しあえる活動として取り組んでいく。また作者の感性が表現できるよう支援していく。

織りあがった布を用いて、マスク、ポーチ、コースターなどの製品を作り、作品展、ネットなどで販売する。今年度も、福山市からの敬老の日の記念品として、布の提供に取り組んでいく。

### (2) レクリエーション

個人支援計画で、レクリエーションを組み入れている場合は、その都度、参加者により選択されたプログラムを実施し、自らが楽しもうとする姿勢を支援していく。

また、季節行事・レクリエーションとして次の内容を実施する。

4月：遠足、9月：お祭り（射的、輪投げ、風船釣りなど）

10月：ミニ運動会、12月：クリスマス会、1月：初詣、書初め、2月：節分

## 3. 身体機能を支える

身体機能の維持・向上・健康保持につながるよう支援する。

- ・足湯などにより適切な体温の維持、免疫力の向上を図る。
- ・口腔体操により誤嚥の防止に努める。
- ・体を休ませ、心身ともにリラックスできる時間の確保に努める

## 4. 安全を支える

(1) 非常災害時に備え、消防職員立ち合いのもと、自衛消防訓練を年 2 回行う。

訓練内容は、通報訓練、避難訓練、消火訓練とし、事前に消防署と相談の上実施する。

(2) 建物内に危険個所を作らないよう、整理整頓に努める。

### Ⅲ 支援体制

生活介護事業において、職員配置数（生活支援員・看護師）は、前年度の利用実績により決定する。その算定については、本年度4月の報酬改定により、生活介護ではサービス提供時間が、7時間未満は0.75 7時間以上は1.0と換算した延べ人数から算出する。

令和6年度利用実績集計表（延べ人数） ※3月については、予測数

▶ 7時間未満の利用者延べ人数 2,988人 → 人数換算：2,988人 × 0.75 = 2,241人

▶ 7時間以上の利用者延べ人数 1,397人 → 人数換算：1,397人 × 1.0 = 1,397人

↓

算定方法：① 前年度の平均値を算出する／当該年度の前年度の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

算定式：(2,241人 + 1,397人) ÷ 242日 = 15.03人

② ①で算出された数を1.5で除する（人員体制配置加算1.5：1）

■配置基準職員（生活支援員・看護師）数：10.02人（常勤換算）

(1) 配置基準に基づく職員配置

職名		管理者	サービス管理責任者	看護師	生活支援員	医師
従業者数	常勤(人)	1	1		8	
	非常勤(人)			2	4	1
常勤換算後の人数(人)		1	1	1.3	9.2	—
基準上の必要人数(人)		1	1	10.5		1

※看護師・生活支援員の常勤換算合計1.3人+9.2人=10.5人

(2) 資質の向上

支援に携わる職員には、それぞれ力量に差のない一定水準以上の質の支援を利用者に提供することが求められる。

①利用者支援マニュアルによる

利用者の人権を尊重し安全かつ適正な福祉サービスを提供するよう、次の利用者支援マニュアルを基に支援を行う。

- ア. 法人の理念
- イ. 危機管理マニュアル
- ウ. 緊急時対応マニュアル
- エ. 入浴介助マニュアル
- オ. 排泄介助マニュアル

カ. 食事介助マニュアル

キ. 送迎マニュアル

②人材の育成を図るため、各種研修への積極的な参加を推進する。

③虐待防止のための研修を行うとともに、職員のメンタルヘルスについても確認できるようなストレスチェックを行う。

## IV 利用者家族との連携

### 1. 個人支援計画の作成

個人支援計画（ケアプラン）の作成に当たっては、利用者・家族のニーズに沿ったものとするを基本とし、支援方針、支援内容、活動の選択については十分な説明を行った後、合意を得て実施する。ニーズの変化により、ケアプランの変更の必要性が生じた際には、計画の変更を提案し、説明の後、承諾を得て実施する。ケアプランに設定する目標の達成度については、作成後1年を目安に評価し、利用者・家族に説明し、確認を求める。

### 2. 支援実施状況の報告

ケアプランに基づく支援の実施状況については、日々の記録である「個人支援実施記録表」を、サービス提供月の翌月に、利用者・家族に配布し確認していただく。その際、支援内容などについてのモニタリングを行い、改善点がないか確認する。

この他、ICTを活用した日々の支援記録（写真や動画）を、スマートフォン等から閲覧してもらえるよう体制を整えていくとともに、必要に応じて文書、電話、Eメールなどにより適時、報告・連絡、相談を行い、信頼関係の構築に努める。

### 3. 福祉制度の説明

報酬単価の改定など利用に関わる情報を、文書や説明会を通して迅速に的確に伝えるよう努める。また、福祉制度についての相談に応じ、適切なサービスが受けられるよう助言したり、他の専門機関へ紹介を行ったりする。当該サービスを利用するにあたって、行政への手続きを行う際、必要な人には代行などの協力を行う。

## V 利用者の状況

### 1. 障害程度区分及び1日あたりの生活介護サービス費（報酬単価）及び取得加算

程度区分	区分6	区分5	区分4	区分3	合計
人数	16人	4人	1人	1人	22人
サービス費（5～6h）	9,040円	6,760円	4,690円	4,190円	—
サービス費（6～7h）	12,580円	9,410円	6,520円	5,830円	
サービス費（7～8h）	12,910円	9,560円	6,690円	5,980円	

・人員配置体制加算(1.5:1) 3,210円/日

・食事提供加算 300円/日

- ・福祉専門職員配置加算Ⅱ＋Ⅲ 160 円／日
- ・常勤看護職員等配置加算 644 円／日 (28 単位×看護職員常勤換算数 2.3)
- ・欠席時対応加算 940 円／日 (月 4 回を限度)
- ・送迎加算 (重度対応) 490 円／片道
- ・重度障害者支援加算Ⅱ 3、600 円／日 (区分 6 の対象者)
- ・重度障害者支援加算Ⅲ 1、800 円／日 (区分 4、5 の対象者)
- ・入浴支援加算 800 円／日 (医療的ケアが必要な方又は重心の方)
- ・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ (所定単位×8.1%)

## 2. 年齢階層別

区分	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	合計
男	0	3	1	5	3	2	14
女	0	2	0	2	1	3	8
計	0	5	1	7	4	5	22

男性平均年齢：47.8 歳 女性平均年齢：41.1 歳 全体平均年齢：45.4 歳

## 3. 平均障害支援区分

令和 6 年度の利用実績（3 月分は予定）に基づき、各区分毎の延べ人数に区分の数字を乗じ、その合計を延べ人数で除して算出する。

程度区分	延べ人数	延べ人数×区分
区分 6	3,155	18,930
区分 5	767	3,835
区分 4	235	940
区分 3	228	684
合計	4,385	24,389

$24,389 \div 4,385 = 5.56$  ※平均障害支援区分 5.5